

三 政策委員會報告	五
第三章 地方聯合會圖季概要	五
一 東北及び北陸地方	六
二 關東及び中部地方	七
三 近畿及び山陰山陽地方	六
四 四國及び九州地方	六
五 北海道及び其他地方	六
補 遺	七
一 聲明書、決議、抗議、檄、一東	七
二 黨支部聯合會規約準則	七
三 黨支部規約準則	七
附 録	七
一 全國大衆黨現勢表	九
二 支持勞農團體一覽表	九
三 全國大衆黨役員表	九

一九三〇年度黨圖季報告書

第一章 一般的活動

一、全國大衆黨の結成

昭和五年七月二十日、「日本大衆黨、全國民衆黨、無産政黨統一全國協議會は全大衆の名に於いて、に合同を嚴肅に宣誓す」との三黨の合同宣誓は、いとも嚴肅に而も大衆の歡喜の拍手の裡になされたのであつた。全國の勞働者農民及被壓迫大衆は、數年に亘る無産階級の分裂抗争裡に此日の來るをいかにばかりか翹望して居たことであつたらう。

世界恐慌の渦中に捲きこまれた日本資本主義は、今や此による没落資本主義擁護政策は、全ブルジョアジーの一切の強權を動員して、全無産大衆への搾取、壓迫の強行軍を開始しつゝある。失業者は巷に溢れ、勞働者は賃下と勞働の強度化に脅き、無産農民は底知れぬ窮乏の淵に投ぜられて居る。我等の選ぶべき道は、餓死か然らずんば決死的闘

争以外にはない。戦線の分裂は此時にこそ克服されなければならぬ。大衆の要望を強力的に遂行する、より大なる組織の確立は、此秋に成しとけられなければならない。

此日、濱口失業内閣を倒せ！農村飢饉恐慌の打破！失業手當法の即時制定！帝國主義戦争絶對反對！合同を通じて闘争力の擴大へ！等のスローガンを掲げ六百有餘名の代議員に守られて合同政黨は、闘争の門出をしたのであつた。

合同大會は黨の綱領、政策、規約を決定したる外左記の議案を決定した。

一、失業互助闘争に関する件

主 文

左の要求獲得を目標に失業反對闘争を遂行す

一、資本家並に國庫負擔による失業救済法の制定。

二、失業者の生活保護保證

三、職業紹介機關の完備